

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年8月10日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時16分 散会

付託事件

- (1) 令和5年陳情第9号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情

(2) 報告事項

- ① 令和4年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について (福祉総務課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	後藤通子君	副委員長	藤澤康彦君
委員	中庭由美子君	委員	マーサー川又君
委員	滑川友理君	委員	鬼澤真寿君
委員	黒木勇君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 綿引健君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部副部長
兼福祉事務所
副所長 田中誠一君

福祉部
福祉事務所参事兼
福祉指導課長 平澤健一君

福祉総務課長 櫻井学君

生活福祉課長 國井敦男君

障害福祉課長 土屋勝君

高齢福祉課長 小林かおり君

介護保険課長 高橋慎一君

こども部長兼
福祉事務所
担当所長 野口奈津子君

こども部
福祉事務所参事兼
子育て支援課長 大久保克哉君

こども政策課長 深谷貴美君

幼児保育課長 松本崇君

保健医療部長	小川佐栄子君	保健所長	土井幹雄君
保健医療部 保健所参事	大曾根明子君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局 教育部技監兼 学校施設課長	和田英嗣君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川邦明君
教育委員会事務局 教育部参事兼 中央図書館長	林栄一君	総合教育研究所長	瀧健一君
学校管理課長	山田規生君	学校保健給食課長	相沢秀幸君
生涯学習課長	湯澤康一君	教育研究課長	安田理恵君
6 事務局職員出席者			
議事課長補佐	綱島卓也君	書記	檜原和則君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小林福祉部長が病気療養のため欠席との連絡がございましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情については、本日のところは継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

令和4年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について、執行部から説明願います。

櫻井福祉総務課長。

○櫻井福祉総務課長 それでは、令和4年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

説明に入る前に、資料の訂正がございます。

資料③の252ページをお開き願います。

生活支援体制整備事業拠点区分資金収支計算書の表中1段目、受託金収入の決算額が1,409万円となっておりますが、実際は1,171万5,000円でございます。

本来であれば、修正したものを資料として提出しなければならないところではございますが、社会福祉協議会におきましては、既に理事会の承認を経て、財産登記を済ませていることから、社会福祉協議会では令和5年度の決算時に修正をしていく予定でございます。大変申し訳ございませんでした。

なお、資料①の1ページ、2の(1)生活支援体制整備事業及び4ページ中段の表、下から3つ目の生活支援体制整備事業の決算額につきましては、修正後の1,171万5,000円としております。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料①の概要版を御覧願います。

資料①につきましては、別冊資料②、③の水戸市社会福祉協議会の令和4年度事業報告及び計算書類等から、市委託事業等を抜粋したものでございます。

初めに、Iの事業報告についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、日常生活、社会経済活動をはじめ、地域福祉活動やボランティア活動等、あらゆる場面に影響を及ぼしてきました。このような状況を踏まえ、市社会福祉協議会では、コロナ禍における事業の継続のため、万全の感染症対策を講じるとともに、新たな事業等にも取り組み、ウィズコロナ時代における地域福祉活動や福祉サービス事業の在り方を考え、協議し、共有し、効果的・効率的な実施に努

めてまいりました。利用者の安全安心なサービスの提供に細心の配慮をしながらも、様々な生活・福祉課題を解決するため、地域福祉活動やボランティア活動等をより強く推進してまいります。

次に、Ⅱの実施事業についてでございますが、社会福祉協議会は法人経営部門から就労支援サービス部門までの5部門により、社会福祉事業を展開しております。記載のあります事業は、市からの委託事業や補助事業を抜粋したもので、事業名の下段には主な実績を、右側には支出科目と決算額をそれぞれ記載しております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

初めに、2の地域福祉部門でございます。

(1)生活支援体制整備事業につきましては、生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズの把握、地域課題を解決する協議会を8ブロックで開催したほか、支え合いにつながる取組の支援を実施するなど、地域での支え合い活動を展開いたしました。

(2)のイ、福寿のつどいにつきましては、多年にわたり社会に御尽力いただいた高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝うとともに、地域活動への参加のきっかけづくりとする地域福祉推進・敬老慶祝事業として、市内33か所で開催いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

3、相談支援・権利擁護部門でございます。

(1)アの水戸市障害福祉基幹型支援センターの運営につきましては、障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業など相談等の業務を総合的に行い、利用件数は2,854件でありました。

次に、(3)アの生活困窮者自立相談支援事業につきましては、相談件数は1,411件でありました。

次に、イの生活困窮世帯学習・生活支援事業につきましては、要保護者や準要保護の児童、生徒を対象に学習の支援や居場所づくりなどを行うもので、市内6か所で実施いたしました。

次に、(4)アの県央地域成年後見支援事業につきましては、いばらき県央地域連携中枢都市圏構想に係る成年後見事業として、制度の普及啓発や法人としての成年後見の受任のほか、市民後見人の養成や活動支援などを行いました。

続きまして、4の介護・生活支援サービス部門では、身体障害者生活支援施設いこいや開江老人ホームの運営など、施設、事業所の利用者及び家族等の意向を尊重しながら事業を展開しております。

続きまして、3ページ、5の就労支援サービス部門では、利用者の工賃向上や一般企業への就労に向けた支援に取り組んでまいりました。

以上、全ての部門におきまして、福祉のまち・水戸の実現のため、市や関係団体などと連携しながら積極的に取り組んだところであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和4年度決算（市費分）として、1ページから3ページにかけての実施事業につきましては、当初予算との比較を記載したものでございます。このうち、主な増減理由について御説明いたします。

1、補助金・負担金の4つ目、福寿のつどい補助金の減につきましては、参加者数が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、2の(1)業務委託料の一番上、生活困窮者自立相談支援事業の増につきましては、嘱託員1名を新たに雇用したことによるものでございます。

一番下の介護保険認定調査事業の減につきましては、認定調査件数が見込みよりも減少したことによるものでございます。

次に、(2)指定管理に伴う管理業務委託料のうち、中段にあります開江老人ホームの減につきましては、利用者数が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

そのほか、補助金、委託料の増減につきましては、光熱水費の値上げや職員の給与改定などによるものでございます。

合計額といたしましては、下段の表になりますが、令和4年度当初予算が14億7,408万3,000円、決算額が14億6,934万2,234円で、当初予算との差引きは474万766円でございます。

なお、お手元に配付しております令和4年度事業報告書及び計算書類等の冊子につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○後藤委員長 これより質疑を行います。

なお、質疑につきましては、お手元に配付いたしました委員会資料①のとおり、本市からの委託事業及び市費分の決算に関して行っていただきますようお願いいたします。

それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 事業報告書20ページの福寿のつどいについてお聞きします。

今までの敬老会とは違って、75歳から5年ごとに開催ということで、福寿のつどいは5年ごとの開催になったために、これから先、敬老会を行っていた予算と比べると、5年ごとですから、トータルの予算が減るのではないか、減っていくというか、減っていると思うんですね。

私、市民の方から言われたんですが、やはり毎年敬老会として、みんなで集まりたいという要望が地域の皆さんからありまして、ぜひとも毎年開催にさせていただいて、そのための予算を増やすべきと考えますが、その考えはありますか、どうでしょうか。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和3年度までは、敬老会ということで、75歳以上の方を対象に行っていたところではありますけれども、なかなか出席率が上がらないということや、あるいは運営する側が、高齢者の対象者が増えるということで負担が大きくなる、あるいは体制確保が難しくなるというような中で、令和3年度に、今後の敬老会の在り方について検討しようということで、水戸市社会福祉協議会の中に在り方検討委員会のほうを立ち上げて、検討を行ってまいりました。その結果といたしまして、対象年齢を制限するというような、皆様の協議の上で決定をしたところでございます。

確かに、市民の方から毎年集まりたいというようなお声があったり、あるいは福寿のつどいに変わったところをなかなか周知し切れていなくて、分からなかったというようなお声も、昨年度につきましては

いただいているところであります。

ただ、そういった運営が、あるいは参加率ということも鑑みまして、今回出した方針ですので、少しこの方針で運営をして、その中でまた課題等を把握しながら、事業を運営してまいりたいというふうに考えております。

○後藤委員長 令和3年度の在り方検討会で決まったということですが、それに関して、中庭委員、どうですか。

○中庭委員 20ページに人数が書いてあるんですけども、各地区の人数、敬老会を行ったときと比べて、5年ごとということで、対象者の数、かなり限られてくると思うんですけども、比較、難しいですね……対象者人数と比べて、出席者人数はどうでしょうか。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和4年度ということで鑑みますと、令和4年4月1日現在で、75歳以上の人数は3万8,095人となっております。それに対しまして、福寿のつどいで年齢を制限した場合には、令和4年4月1日現在では1万7,295人というふうになっております。

実際に参加をいただいた数というのは、この20ページにもありますように、1,778人ということで、参加率のほうは10.4%という状況でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 今後上げていく努力はしていくんですよ。そのための、今年開催するための具合的な努力は何かありますか。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

出席率につきましては、昨年度はコロナの第8波の影響により、大分高齢者にとっては不安な状況というところがありまして、1地区については開催をやめるというような判断をする中で、開催しているところもありまして、なかなか伸びなかったのかなというところはあります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、福寿のつどいに変ったということについての周知が足りなかったというところはありますので、その辺りを周知の時期、それから広報のみではなく、SNSあるいは高齢者の方が行くスーパーとか、そういったところにもポスターを貼るなどの周知を強化すること、それから、出席をしたいということでお返事をいただいていた方の中でも、当日来られなかった方、あるいは忘れてしまったという方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺りの、出席をしたいという気持ちのある方の取りこぼしがないような対策を取っていったらというふうに思っております。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、市のほうでは、毎年開催してほしいという希望も聞いたと、毎年開催してほしいという声もあったということですね。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 福寿のつどいの方針のほうにつきましては、先ほども申し上げた在り方検討委員会の

中で、皆様で御協議いただいた結果ということですので、その会議の中には、各支部の支部長さんであったりとか、そういった方も入って、あるいは住み協の代表の方、女性会の代表の方とか、そういう方も入っていただいて協議をしておりますので、市民の声としてはそういう声があるということは承知しておりますが、在り方検討委員会の方針で進めてまいりたいというふうに考えております。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 資料の4ページの令和4年度の決算の中で、先ほど説明いただいたんですが、2の委託料の4列目、障害福祉基幹型支援センターの部分でマイナス116万4,948円の部分、説明いただければと思います。

○後藤委員長 土屋障害福祉課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

資料①、4ページ、2の委託料、(1)業務委託料につき、障害福祉基幹型支援センターの当初予算額と決算額の差額で、116万4,948円が余剰として発生しているということですが、これにつきましては、昨年度まで、障害福祉基幹型支援センターの4名の職員のうち3名が水戸市社会福祉協議会のほうから出向いただいておまして、その出向元である法人のほうに支払う給与費が当初の予算よりも下回ったということにより発生したものでございます。

説明は以上です。

○後藤委員長 川又委員。

○マーサー川又委員 同様に、資料①の2、委託料のところちょっと教えてほしいんですけども、生活困窮者自立相談支援事業は人件費が増えたと。一方で、3列目の介護保険認定調査事業、生活福祉課ということでマイナス20万3,280円と。全く同様の項目で、介護保険認定調査事業ということで、冒頭減少しているというコメントもありましたけれども、介護保険課ということで、同様のタイトルで2つの課であるのは何でかなというのを教えていただきたいのと、あと、両方でマイナスになっている、なぜ減少したかというのをちょっと教えていただきたい。よろしくお願いします。

○後藤委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問のうち、介護保険認定調査事業が生活福祉課と介護保険課に分かれているということについての御説明をさせていただきます。

介護保険の認定調査につきましては、市の職員のほか、社協の職員であったり、また指定居宅介護事業所のほうに委託、そういった形で認定調査を進めているわけですが、生活福祉課と介護保険課のほうに分かれている部分につきましては、65歳にまだなっていない方で生活保護を受けている方、こちらの方についての調査のほうは、生活保護費のほうの関係で委託をしているものですから、そういった関係で生活福祉課と介護保険課と2つのほうに分かれております。

以上でございます。

○後藤委員長 あともう一つ、両方減になっていることについて。

高橋介護保険課長、お願いします。

○高橋介護保険課長 申し訳ありません。

予算に対して決算額が減になっている理由でございますけれども、介護保険のほうに特化しての話になってしまいますが、社協の委託につきましては、認定調査の調査員の人員、定数に、勤務日数として月20日、そして1日の調査件数3件、こういったところを勘案しまして、委託の件数というのを算定しております。ただ、実際には、職員、勤務日数20日としましても、年休であったり、または体調不良で休んだりとか、またあと、新しい方を採用されたときには、県のほうの研修を修了するまでは調査のほうができないというような事情がありまして、実際には予定していた期間全てで調査を委託できるものではないということで、そういった関係で委託した件数が減少しております。

以上でございます。

○後藤委員長 マーサー委員。

○マーサー川又委員 関連して、ちょっと教えてほしいんですけども、そうすると、介護保険で、認定調査をする方と認定する方というのは同じ方がやられているんですか。認定調査と認定する、ちょっとそこを教えていただきたいんですけども。

○後藤委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

介護保険の認定につきましては、認定を受けたい方からの申請に基づきまして、調査員のほうがまず認定調査のほうを行います。そういったものを基に、システムのほうでまず1次の判定というのを行いまして、その後、そういった資料、それから主治医の意見書とか、そういったものを含めて、認定審査会というものが開催されまして、その中で2次判定というのが行われます。それを踏まえて決定されるものでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 挙手してから。1回座ってもらっていいですか。挙手して、私が名前を呼びますので、そうしたら発言してください。

マーサー委員。

○マーサー川又委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 資料①の2ページの生活困窮者自立相談支援室の運営の中のイのところ、生活困窮世帯学習・生活支援事業についてお聞きします。

事業報告書の47ページにも書いてありますが、貧困の連鎖を防ぐため、そして居場所づくり、そして子どもの学びを保障するためにも、ぜひもっこの事業を積極的に実施してほしいと考えています。

業務委託料ですが、約1,600万円余り、この内容を教えてください。子どもたちの学びを支える教材費、そして子どもたちに勉強を教える指導者の方にお支払いする報酬や教材費だと思うんですが、具体的にお支払いしている報酬はお幾らなんでしょうか。

学校の校長先生がボランティアで、子どもたちに学びをということで教えたり、茨大の学生さんが教えたりという話もちょっと聞きましたが、また茨城県の最低賃金も上がっています。今後報酬を増やすのかというのと、あと、47ページには約6か所ありますが、今年度2か所増えたという話も聞きました。またさらに場所を増やす計画はあるのかというのと、増えた2か所の場所の増えた経過と増えた場所を教えてください。

い。

あともう一点、子どもたちが安全に通える場所、そして時間というのが大事だと思うんですが、通いやすい場所ということで場所を選ぶときに、どのように考えて増やしているのかどうか教えてください。

○後藤委員長 國井生活福祉課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、委託料の内訳ですけれども、人件費が主なものでございます。学習支援事業を担当している職員ですけれども、主任学習支援員がプロパーで1人おりまして、そのほか学習支援員がおります。主任学習支援員のほうに約450万円ぐらいお支払いをしております。

そのほか、勉強を教えていただいているボランティアの方々の謝礼ということで、1人1回2,000円が昨年度から予算計上されまして、お支払いができるようになりました。それとあわせて、交通費ですね、距離で算定しますけれども、交通費も出していまして、主なものとすれば、人件費とボランティアさんの謝礼、交通費というふうな内訳でございます。

今年度追加した場所でございますが、緑岡地区と堀原地区の2か所になっております。今年度、8回以上実施をしてきたわけでございますけれども、場所の選定につきましては、対象者の多い地域がまず1点、あとは、その場所、会場の距離とかバランスを考慮しまして、それで選定してきたところでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 1回2,000円ということで、本当にボランティアの方に頑張っていただいているんだなというのがよく分かりました。ありがとうございました。

○後藤委員長 そのほか、ございますか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 それでは、資料①の2ページのところの一番上の水戸市いきいき交流センターの運営ということで、これも市より指定管理されて運営されていると思うんですが、特にこの事業の中で、9番の多世代交流事業という、たまたま私、ふれしあのほうに参加させていただいて、そのときは小さなお子さんが対象のブースがあったり、その中で特に、これはいいなと思ったのは、外国人さんを招待しての触れ合い事業を行っていたんですね。

例えば書道に親しむとか、あるいは何か手芸的なものに親しむとか、そういうところで御高齢の方々と、多分ほとんど日常生活では触れ合うことのない外国人の方々と一緒になって活動している姿、私はすごく新鮮にそれを受け止めて、これはすばらしい事業だなというふうに見させていただいたんですが、それらの例えば事業内容、そういったことについては、いきいき交流センターは7施設あると思うんですけれども、どのような形で年間の事業計画をなされているのか、メンバーとしてどういう方々に入らせていただいているのか。あるいは、それに対して、もちろんここには委託料も書いてありますけれども、予算的には十分な予算をそこに充てて事業展開されているのか、その辺りを、分かる範囲で結構ですので、教えていただければありがたいです。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

いきいき交流センターの多世代交流事業につきましては、基本的には各支援センターの所長を中心に事業内容を決めている状況でございます。ただ、ふれしあとあじさいにつきましては、多世代交流スペースというものを設けていまして、そこは市民の方どなたが来ても使えるというスペースを設けております。

そのほか、多世代交流事業として、葉山荘では多世代交流サロンというものを実施しております。未就学児や小中学生と、あと保護者の方が参加をして遊んだりというような事業をしていたり、あるいは教室のような中で親子でパステルアートを体験するような、そういった事業を組んだり、あるいは高校生と一緒に囲碁、将棋などをするような事業を組み入れている、そういったセンターがございます。

予算につきましては、こちらから指定管理料ということでお支払いしている中で組み立てていただいているというふうに考えております。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ありがとうございます。

なぜ私がそこに着目するかというと、つい最近も、今は市長さんを中心に市民懇談会を各ブロックで展開させている中で、非常に多く質問されているのが、今、コミュニティの崩壊とまでは言いませんけれども、各自治会に加入しない家が多い。そういったところが、それぞれの地区の自治会長さん等が抱えている悩みということで、やっぱり複数からそういった話が出まして、市長のほうも、必要ないというふうに思っている人をそちらに向けてというのは本当に難しいことなんだ、まさに私もそれは本当に同感で、非常に難しい状況になっていると思います。

でも、今説明していただいたような交流事業を、本当にこれは点でしかないと思うんですけども、各いきいき交流センターとか、あるいは市民センターとか、そういったところを基盤にして、本当に小さな積み重ねで交流する機会を設けるということは、必ず後々になって、例えば子どもたちが大きくなったときに、そういえばこんなことしてもらったなとか、そういった思いがあれば、必ず地域という、集団というところに着目するということは間違いありませんから、ぜひそういった小さな事業を大事にさせていただいて、より多くの世代が交流できる機会というのに工夫を凝らして事業として展開されることが、また次のそれぞれの地域の自治会を再生する手がかりにはなると思いますから、ぜひぜひそういうところには予算もつけていただいて、しっかりと小さな子から御高齢者まで楽しめる、そういったスペースをこれからもつくっていただきたいと強くお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○後藤委員長 そのほか、ございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 資料①の2ページ目、3の相談支援・権利擁護部門の(4)のア、県央地域成年後見支援事業ですね。

成年後見制度、年々需要が高くなって、市民の皆さんへの認知度も最近少し上がってきたなと感じています。事業報告書の50ページに書いてありますが、成年後見制度の相談件数、月およそ100件、年間で1,214件相談があると書かれています。成年後見制度普及啓発のために、令和4年度新たに開始した対策などはありますか。また、今後、成年後見人を増やすための計画などあるのか、お聞きしたいなと思いま

した。

そして、最近では市報などで、市民後見人と書かれてあるのも目にしています。市民後見人についてもお聞きします。

50ページに市民後見人を26名育成、52ページに2件市民後見人が選任されたと、後見人等延べ受任件数が32件、後見監督人延べ受任件数が2件、これは相談件数に応じると、受任件数が少ないのはなぜだと考えていらっしゃいますか。また、市民後見人の年間育成目標人数があれば教えてください。

○後藤委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

新たに始めた事業はあるかという御質問ですけれども、51ページの一番下にあります受任者調整の支援、受任候補者マッチング会議とありますけれども、こちらは令和4年度から新規に始まった事業でございます。

こちらは、後見人を誰にしたらよいかというのが選任されていない場合に首長が申立てをするんですが、その場合に、複数の課題を抱えているような案件で受任候補者が選任できない、そういった場合にマッチング会議というものを開催いたしまして、弁護士さんなどの専門職の方と、あと当人をよく知る市の関係者などが一緒に協議をすることで、解決すべき生活課題であるとか、あるいは本人の希望を十分に検討して適切な候補者の方を決める、そして家庭裁判所のほうに推薦をしていくということで始めた事業でございます。

それから、後見人を増やすための事業ということですが、少し成年後見について、市民の方にも広まってきているというお話がありましたけれども、まだまだなかなか知られていないというところもあるのかと思いますので、50ページの(6)のアの①成年後見制度の普及啓発のところに普及啓発資材の作成・配布というのがございますけれども、パンフレット等を作成いたしまして、関係窓口等に設置をしたということなんですが、金融機関、そういったところにも置かせていただきまして、少し窓口などで迷っていらっしゃる方とか、そういった方にお声をかけていただいてパンフレットを説明いただくような、そういった活動もしていただいているところでございます。

市民後見人についての御質問ですが、令和4年度につきましては、先ほどお話がありましたように、市民後見人養成講座というのを開催いたしました。これは2回目で、平成30年度にも1回講座を開設して、市民後見人の候補者といいますか、活動してもいいという方を養成するという講座でございます。そこからなかなか、実際に市民後見人の選任を受ける件数がこれまでに2件ということで、少ない状況なんですが、こちらにつきましては、やはり選任が家庭裁判所が行うもので、専門職ではない、講習を受けているというところではあるんですけれども、そこをなかなか不安といいますか、そういうところも家庭裁判所のほうで感じているというところもあるというふうに聞いておりますので、市民後見人養成講座を終えた方については日常生活支援事業等で実務を積んでいただいて、実務経験をなるべく多く積んでいただいた上で、家庭裁判所に選任を受けられるような活動をこれからもしていきたいというふうに思っております。

それから、社協が受けている法人後見の受任件数につきましては、弁護士や司法書士のように専門職ではなくというところがありますので、受ける基準としまして、相続トラブルがないとか、あるいは公的支援が必要ない、高額な財産がないとか、そういった案件を社会福祉協議会のほうでは受けているというような状況でございます。こちらにつきましても、家庭裁判所の選任を受けて実施しているところでございますので、

目標とするところはあるんですが、なかなかそこに達するということは難しい状況でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 権利を守る、権利擁護ということで、52ページにも書いてありますが、精神障害者、知的障害者、認知症高齢者と書いてあります。今なかなか、詐欺とか、残った財産を取られてしまうとか、新聞にもオレオレ詐欺で3,000万円を取られてしまったとか、そういうニュースも見ますので、ぜひとも権利を守るために、成年後見人だけではなく、社協の皆さんに頑張っていただきたいと思いました。

○後藤委員長 そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 それでは、平須町の事件に係る小学校での対応について御説明させていただきます。

7月24日月曜日、水戸市平須町におきまして、8歳男児及び5歳女児が死亡するという痛ましい事件が発生いたしました。8歳男児が寿小学校の3年生に在籍しておりましたので、学校及び教育委員会の対応としましては、当日はマスコミや保護者からの問合せの対応及び学校に教育委員会職員の派遣を行うとともに、翌日の25日火曜日には、臨時の保護者会を実施いたしました。

保護者会には約250名の参加がありました。当日は、県から緊急で配置された2名のスクールカウンセラーが参加し、参加者に向けて、不安な子どもたちへの対応の仕方や心のケア等についてお話をいただきました。保護者会終了後には、学級ごとに担任へ相談できる場を設置し、対応いたしました。

また、同日には、市内小中・義務教育学校の全保護者に対し文書を発出し、不安等が生じた場合にはスクールカウンセラー等の活用が可能であること、あわせて、夏休み中の事故防止に向けてお知らせをいたしました。

その後、寿小学校におきましては随時、希望のあった児童及び保護者に対し、スクールカウンセラーとの相談を実施するとともに、8月2日水曜日には登校日を設定し、565名中、約300名の児童が登校いたしました。保護者の方も35名御参加いただきました。男児の在籍していた3年生を音楽室に集め、最初に校長、スクールカウンセラーから話をしました。それ以外の学年は、各学級でオンラインで話を聞きました。その後、それぞれ担任が、スクールカウンセラーから御助言いただいた内容を発達段階に応じて話をしました。また、心と体のチェックシートを活用し、一人一人の児童の状況把握に努めました。登校しなかった児童に対しては、後日電話をし、状況を確認いたしました。

また、スクールカウンセラーからの、事件のあったアパートを目にすれば児童が事件の記憶をフラッシュバックしてしまうおそれがあるという御指摘を受け、登校日当日も教室や廊下から事故のあった建物が見ないように、窓に半透明のシートを貼って対応いたしました。

今後の学校の対応といたしましては、事件のあったアパートの前を通過して登下校する児童もおりますので、

通学路の変更についても、PTA、警察、道路管理者等とも協議しながら検討してまいります。また、8月28日月曜日の始業式以降、児童、保護者の不安に寄り添い、保護者送迎可といたします。教育委員会も見守り体制を継続いたします。

引き続き2学期以降、児童一人一人のきめ細かな見守りや保護者との連絡、心と体のチェックシートの活用、スクールカウンセラーの配置等、子どもたちを第一に考えた支援体制づくりに努めてまいります。

説明については以上になります。

○後藤委員長 内容につきましては、プライバシーに関することもございますので、答えられないこともあります。何か御質問等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 説明ありがとうございました。

殺人と、お亡くなりになられたということで、通っていらっしゃる小学生の声など何かありますか。何も答えられない子どももいると思うんですけども、何かあれば。

[発言する者あり]

○後藤委員長 そうですね、つらくて何も言えないお子さんもいるでしょうから。

[発言する者あり]

○後藤委員長 じゃ、よろしいですか。

○中庭委員 はい。

○後藤委員長 マーサー委員。

○マーサー川又委員 私も人づてに、既に事件の背景というのは聞いてはおりますけれども、実際多様な方々がうわさとして流れている段階において、私自身、旦那さんが俗に言う浮気をして家から出てしまっ、お金を入れなくて、そういったことが……（令和5年8月25日文教福祉委員会で取消し）

○後藤委員長 マーサー委員、私、先ほど申し上げたんですけども、刑事案件でもございます。また、そういう憶測を避けるために、今回委員会でお知らせをしているわけですから。

[発言する者あり]

○後藤委員長 インターネットで録画の中継もされておりますので、答えられないことも多くあります。御配慮願います。

○マーサー川又委員 はい、承知しました。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 御報告ありがとうございました。

私も、後藤委員長さんもそうだったんですが、後藤委員長のほうは地元で、私も元学校関係者だったので、保護者会のほうもちょっと参加させていただいたんですけども、教育委員会の対応としては非常に素早い対応で、しっかりとした保護者説明会を行っていたというふうに私は印象を受け取っております。その中で、もちろん憶測で物を言うということも一切なく、むしろ事後の児童対応と保護者対応というところに重点を置いたという点も、非常に的確だったというふうに思っています。

そこでひとつ、ぜひぜひ教育委員会さんをはじめ、先ほど高齢福祉課さんのほうにもお願いしたとおり、そ

ここで我々が何を学ばなきゃいけないかというと、これも憶測で物は言えませんので、ただ少なからず、いろんな悩みを抱えている保護者の方、あるいは児童、生徒、これはいるのは間違いありません。そのときに、その悩みに少しでも気づくことができる体制、それは先ほど言ったとおり、多世代の交流もそうなんです、とにかく関わるということですね。行政からすれば関わらせる機会をたくさん持つということ、そういったことが必ず、こういった事件の防止につながっていくというふうに私は思っています。

母親がどこかで何かを口にする、相談できる、そういう人間関係があれば、また違ったかもしれない。学校の教員が何かで子どもたちの異変に察知する、そういった目を持っていることによって、また新たな、それが抑止力につながったかもしれない。もちろん周りの住民、あるいは行政、そういったところでも、いつでも相談できますよ、いつでも来てくださいね、そして、小さいうちからいろんな人と関わって生きているんだということを、しっかりと水戸市の地域として、市としてそういったスタンスを取って住民と向かい合っていく、そして住民にもお願いする、もちろん行政も寄り添う。そういう体制をつくることができれば、関わるあるいは関わらせるという、そういったことが必ず解決の一つの手段になっていくと思いますので、ぜひそういったところも、これからこの事件を一つのきっかけとして、教育委員会としても、あるいはそれ以外の行政の在り方としても、そういったところを意識していただくと、また水戸市も変わっていける部分、プラスになっていける部分というのが必ず見いだせると思いますので、ぜひそれもあわせてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○後藤委員長 そのほか、ございますか。

[「その他ですか」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 この件について、何か御質問等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 新型コロナの感染に関しまして、ちょっと質問させていただきます。

5類に移行されて、感染者が少し目立って、生活する周辺の出でているんですが、5月1日から7日の定点把握では、県内1医療機関当たり、茨城は1.69でしたけれども、7月24から7月30日、16.7というふうに非常に増えてきております。

こういう中で、医療機関の体制ですね、発熱外来、コロナに関する対応というのは、全ての医療機関で受け入れてくださっているのか、それともある程度絞られているのか、その点、把握していただけますらお願いします。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、委員から御指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症、こちらは、5月からの定点報告となって以降も増加傾向が続いているという状況でございます。医療体制につきましては、5類移行後に、

県のほうで指定した医療機関、各県内のクリニックさんで発熱外来、前でいう発熱外来なんですけれども、そういったところを、じゃどこがやりますかというのは、茨城県のホームページのほうで公表させていただいているというところでございます。

市内でも目標値の数以上になって、ほぼほぼ全ての医療機関で一応対応していただける。ただ、やはり混雑状況や、例えば医療機関によっては、かかりつけ患者だけを診ますよとかという医療機関もあれば、やはりその日の混雑状況もありますので、必ずその病院に行けば受けられるというものではございません。まず県のホームページのほうを御参照いただいて、どのクリニックさんのほうで受けているか、そこにお休みの日とか診療時間とかも書いてありますので、そちらを参考にさせていただいて、必ず電話をかけていただければと思っております。

やはり当日の予約状況等を踏まえ、行けば必ずできるものではありませんので、表を見ていただいて電話をしていただいて、電話していただいたら、多分クリニックさんのほうで、ちょっとうちは今厳しいんだけどもという話から、こういったところに行ったほうがいいんじゃないのかとか、またアドバイスをいただけると思いますので、ぜひ先生と相談しながら受診のほうをしていただければと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 医療機関のほうでも、発熱しながら、例えばマスクをせずに受診にいきなり来ちゃうとか、あと熱があっても、熱がありますよということを申告しないで医療機関に来ちゃって、そこで熱がありますという、医療機関も、若干発熱する方が増えてきていて困惑しているという話を伺っておりますので、ぜひとも医師会とよく連携を取っていただいて、例えば水戸市のホームページとかいろんな形で、市民にお伝えできるようなことに関しては伝えていっていただいて、医療機関を何とか守っていくとか、先ほど言われたように、大変な状況になる前に医療機関と、しっかり医師会と連携を取っていただいて、対応していただきたいと思えます。

もう一点、対症療法に使う薬が足りないという話、発熱したときの解熱剤とか、そういう薬が足りないということは聞いているんですが、その辺は把握されていますか。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、実はコロナ以外、よくニュースでも報道されていると思うんですけども、子どもの夏風邪と言われるヘルパンギーナとかRSウイルス、そういったものもかなり感染が同時に拡大していたり、また、冬に今まで感染拡大していた季節性インフルエンザ、こちらも実は感染が増えているという状況で、コロナ以外の発熱患者が増えていますということが言われています。特に市内でも、小児科の先生とかから私も聞いているお話ですと、やはり今のお話のように、コロナ以外で様々な小児の夏風邪等がはやっておりますので、どうしても一時的に解熱剤等の不足があった時期もあると。解熱剤以外にも、やはり対症療法の薬がちょっと一時期、少し足りなくなっちゃうおそれがあるかなということはお話を伺っております。

ただ、今、ほかのヘルパンギーナとかRSウイルスについても若干下がってきている状況もありますので、こういったお薬の問題については、市の力でどうこうというところではございませんが、医師会のほうとの

情報共有を図りながら、市民の方にいろいろ広報をして、今の現状を伝えていければと思っているところでございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、大図課長さんが言われたように、しっかりと医師会と連携を取りながら、必要な部分、水戸市のほうで保健所で対応、協力できる部分は、しっかりと力をあわせていていただきたいというふうに思います。

もう一点なんですが、ワクチン接種が9月からまた新たに始まりますということで、国のほうで決まったようでありすけれども、その中で、接種を今までは努力義務、接種勧奨を適用していたけれども、今後は対象外の方々にもということで、接種の対象になるものの、これまでのように接種券やチラシを送ることは自治体の判断になるということで伺っているんですが、その辺、接種に向けた今の対応というのはどういう状況か、お聞かせいただけますか。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今の接種義務というところは、もともと感染症法というところに定められておまして、予防接種につきましても、接種の努力義務、当然国のお金で接種していますので、各市民に対しても、接種するように努めてくださいねという努力義務が課せられているものもあります。また、市のほうに接種勧奨と、接種を市民の方が受けるように勧奨してくださいねと、そういった接種勧奨をやらなきゃならない対象と、努力義務と、このを課せられている予防接種の種類があります。

新型コロナにつきましては、ちょっと歴史が長いので、途中省かせていただきますけれども、基本的に今の春開始接種につきましては、高齢者や重症化リスクのある方、こういった方は、接種の努力義務がまだ課せられているというところがございます。小児につきましても、やはり接種義務が課せられていたところがあり、もともと1・2回目のときには小児は接種義務がなかったんですが、やっぱり小児も打ったほうがいいよねということで、途中から接種義務が課せられました。ただ、時代が変わってきまして、もう5類に移行され、今後のコロナワクチンはどうするかという判断をしたときに、今の春開始接種は重症化リスクがある方をメインにやっていると。

秋開始接種が御指摘のとおり始まるわけなんですけれども、コロナワクチンの性質上、秋開始接種につきましても、原則、目的としては、重症化リスクを防ぐということが一番の目的で考えているところです。そうなりますと、努力義務を課すのを、これ実は昨日の専門家会議、ワクチン分科会という厚生労働省の会議の分科会のほうで決めたんですけれども、努力義務を課す者は高齢者や基礎疾患がある重症化リスクのある方だけにしまして、小児とか乳幼児、こういった方々につきましては、努力義務がないほうがいいんじゃないのということで昨日決定があったと。

そこで、先ほど委員から御指摘があった、じゃ努力義務がない方に対して、接種勧奨ってどうなのということなんですけれども、努力義務と接種勧奨が今セットで考えられているんですね。努力義務がある方に対しては接種勧奨しなさいよ、努力義務がない方については自己判断というようになりますので、過剰な勧奨はしないというのが基本的な考え方になっております。そこで、接種券を出すか出さないか、よく小児接種

のときに、接種券を一斉に送ることがいかなものかという御指摘もいただいていたというのが、その部分になります。

なので、もともと、最初は努力義務がなかったのが途中から努力義務がついたと、そういった国の検討の経緯があったというところになるんですけども、今回の秋開始接種につきましては、水戸市としては全員に接種券を発送させていただこうかなと考えているところでございます。

ただし、令和6年、来年度以降、定期接種化に向けて、また国のほうで検討しておりますが、そこでまた努力義務と接種勧奨をどのようにやっていくかというのは別問題になっておりまして、これについてはあくまで市町村判断でやるというところでございます。

今年度の秋開始接種につきましては、基本的に5歳以上で追加接種を受けられる方、全ての方が対象になりますので、水戸市としましては対象者全てに接種券を発送する、そういった形で考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。水戸市としては、全員に接種券を配布するというので今準備を進めているということで、ありがとうございます。

すみません、教育委員会なんですけど、今年度の船中泊というのはどうなったのか、ちょっと教えていただければと思います。

○後藤委員長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の船中泊につきましては、コロナウイルス感染症の予防ということもございまして、中止ということで対応させていただいております。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 これは令和5年度ということで、なくなったわけじゃない、令和6年度は要検討していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○後藤委員長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 そのとおりでございまして、令和5年度につきましては中止というところではございますが、今後につきましては、感染状況も踏まえながら検討していくというところでございます。よろしく願いいたします。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 2点お聞きしたいと思います。

緊急小口資金の特例貸付けと、あと熱中症の対策について。

事業報告書の1ページに載っているんですけども、下から10行目、緊急小口資金等の特例貸付けが始まって、今度返済がスタートすると思うんですけども、返済免除に相当するケースが実際に多いのではないかと、非課税世帯など条件によっては返済免除になるケースもあると思うのですが、社協ではどのように対応しているのかということと、あと、この夏の暑いところで救急車が、熱中症で6月、7月では約

138名を搬送したと。新聞報道では、水戸市でお亡くなりになった方もいらっしゃったと聞きました。

どのように対応しているのかというのと、できれば、今年度新たに対応策があったら、それを教えてほしいと思っています。

○後藤委員長 最初の項目について、櫻井福祉総務課長、お願いします。

○櫻井福祉総務課長 ただいまの御質問につきまして、特例貸付けの部分について御説明いたします。

こちらにつきましては、県社協の事業となっております、市のほうで直接関与している事業ではございませんので、詳細については分からないところもありますけれども、分かる範囲で御説明させていただきます。

こちらにつきまして、償還免除の承認を受けた方、また償還が困難な方に対しまして、特に支援が必要と考えられる方に対して、自立相談支援機関との連携により、社協のほうで新たな債権管理事務というものを立ち上げて、5名体制でやっているんですが、ここで償還免除とか償還の猶予、また少額返済の案内など、そういった支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 熱中症の案件につきましては、文教福祉委員会内での答弁となりますが、よろしいでしょうか。熱中症、救急車の関連ですと、消防局になりますが。

○中庭委員 文教福祉委員会の関係で、対策として、保健所のほうでパンフレットとかSNSで、熱中症に気をつけましょうという対策もしていると思うんですが、本年度新しく開始したのがあればなど、それをお聞きしたいなと思いました。

○後藤委員長 堀江地域保健課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

熱中症対策につきましては、健康づくり担当部署の地域保健課をはじめ、環境や消防、教育、福祉、子ども、それから施設所管の担当部署などと連携して取り組んでいるところでございます。

先ほど委員さんのほうからも、救急搬送件数がございましたが、今年度につきましては、8月9日現在で約177人が搬送されておりまして、これは昨年同時期よりも25人増えている状況でございます。この数字は消防局の数字でございます。取組といたしましては、まず5月に関係課による熱中症連絡会議を開催しまして、対策等を確認し、周知をはじめとする様々な取組を講じているところでございます。

具体的には、広報紙やホームページ、庁舎モニター、LINEなど各種広報媒体による情報発信のほか、市民センターやいきいき交流センター、子育て支援施設などにも熱中症の予防のチラシ、それからポスターを掲示し、市民への啓発ということで、所管施設や様々な場面を通じ、市民への呼びかけをお願いしているところでございます。

新たな取組といたしましては、昨年度から防災・危機管理課とも連携しまして、防災ラジオを活用した啓発、注意喚起を行っているところでございます。また、今年度に大塚製薬とも包括協定を締結しましたので、連携したポスターを掲示し、こちらについても市民センターなどに周知しているところでございます。

熱中症弱者と言われる高齢者や子どもを中心に、小まめな熱中症に関する呼びかけ、それから繰り返しの情報発信というものが大切だと思っておりますので、引き続き関係部署と連携しながら、市民の命と健康を

守る熱中症予防対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 ありがとうございます。

ですが、熱中症の対策としては、やはり気温が高いということが問題になっているので、室内の熱中症も、昼間は涼しいところに行けば何とかかなと思うんですけども、特に夜の熱中症が大変だなと思っています。ぜひとも水戸市として、世帯の所得が低い方に対してのエアコンの補助をぜひともお願いしたいなと思いました。

○後藤委員長 そのほか、ございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 すみません、熱中症について、私も一つだけ確認しておきたいと思ったことがありましたので、この場で確認させていただければと思います。

報道等で、もちろん皆さんも御存じだと思いますが、中学校の部活動で、部活動中はしっかりと対策を取っていたにもかかわらず、その後に亡くなってしまったという事例がありました。教育委員会のほうではこの夏、中学校の部活動については、小学校も金管とか吹奏楽とかあるかもしれませんけれども、どのような通知を出されていたのか。

そして、現状として、中学校の部活動等を運営していく中で、対策的に十分だったかどうか、その辺りで、もし何かありましたらお願いします。

○後藤委員長 相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 ただいまの質問にお答えいたします。

学校での対策ということですが、まず、熱中症の危険が高まる前の時期、今年度につきましては5月17日付で、学校に対して熱中症対策ガイドラインというものを送付しております。その中で、暑さ指数のお話ですとか暑さ指数の測定のタイミングであったり、あとは熱中症アラートの話であったり、あと学校における熱中症の予防対策といったものについて記載したものを通知しているところでございます。

また、委員のお話もありましたとおり、事故がございましたけれども、その後につきましても、こちらは各場面、場面の対応ということにはなりますけれども、そちらについても総合教育研究所、教育研究課のほうから7月1日付で通知を出しております、そういった部分についても、総合教育研究所の教育研究課等とも連携しながら対策、あとは熱中症予防について、周知のほうを努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 ただいまの御質問のうち、部活動等についてのことについてお話をさせていただきます。

部活動等につきましては、熱中症対策として必ず暑さ指数を測るということで、活動前、そして活動を、ある一定の時間が過ぎたらまた測るということで、おおむね1時間程度を目安に熱中症暑さ指数を測っております。その中で、暑さ指数が超えた場合には中止にするというような対応を取っております。

また、水分補給であるとか塩分補給についても徹底して、子どもたちが熱中症にかからないようにという
ことで、指導者のほうで意識をしているところでございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ありがとうございます。

間もなくお盆ですので、部活動もその期間は多分なしになっていると思いますが、お盆明けにまた部活動
が再開されると思いますので、ぜひぜひそういったところでは、十分児童、生徒の看護をしっかりとしなが
ら対応していただけたらと思います。ありがとうございます。

○後藤委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時16分 散会